



使用済み小型家電の回収について



回収するもの	： 電気または電池で作動する小型の家電 例) 掃除機、炊飯器、電子レンジ、時計、ミシン、アイロン、ドライヤー、電話機、音響機器、扇風機、石油ストーブ、ゲーム機、携帯電話、パソコン、電動工具 等
回収できないもの	： 家電4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)、事業活動で使用していたもの、市外から持ち込んだもの、個人情報等が記録されているもの、電池・バッテリー、オイルヒーター等の液体を内蔵しているもの、ひとりでは運搬できない大きさ・重さのもの等

※ 注意事項 ※

- ・ 電池、バッテリーは必ず外し、有害ごみとしてもえないごみの日に出してください。
- ・ 箱や袋等から出して、本体のみお持ちください。
- ・ CD、テープ、インク、メモリーカード、電球、灯油などは取り除いてお持ちください。灯油が入ったままのストーブ等は回収できません。
- ・ パソコンや携帯電話等のデータは消去してください。データが残っているものは回収できません。
- ・ 家電製品のうち、布や木製の部分(電気毛布の布、時計の木枠、こたつの木部分等)は回収出来ませんので取り除いてください。プラスチック製部品はそのまま回収できます。
- ・ 空気清浄機や除湿器等で、「冷媒ガス」、「フロンガス」と表示のある製品は、フロンガスが使用されており、そのままでは回収ができません。フロン除去後のもの(エアコンを除く)は回収いたします。

資源物の出し方、家電製品の回収の可否等ご不明な点は、お問い合わせください。

市民環境課 生活環境係 (電話 67-0726)